

埼玉県信用金庫が実施する スミダ工業株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、埼玉県信用金庫が実施するスミダ工業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2025年8月27日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

スミダ工業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：埼玉縣信用金庫

評価者：埼玉縣信用金庫

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、埼玉縣信用金庫がスミダ工業株式会社（「スミダ工業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、埼玉縣信用金庫による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。埼玉縣信用金庫は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、埼玉縣信用金庫にそれを提示している。なお、埼玉縣信用金庫は本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用

創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

埼玉縣信用金庫は、本ファイナンスを通じ、スミダ工業の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、スミダ工業がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

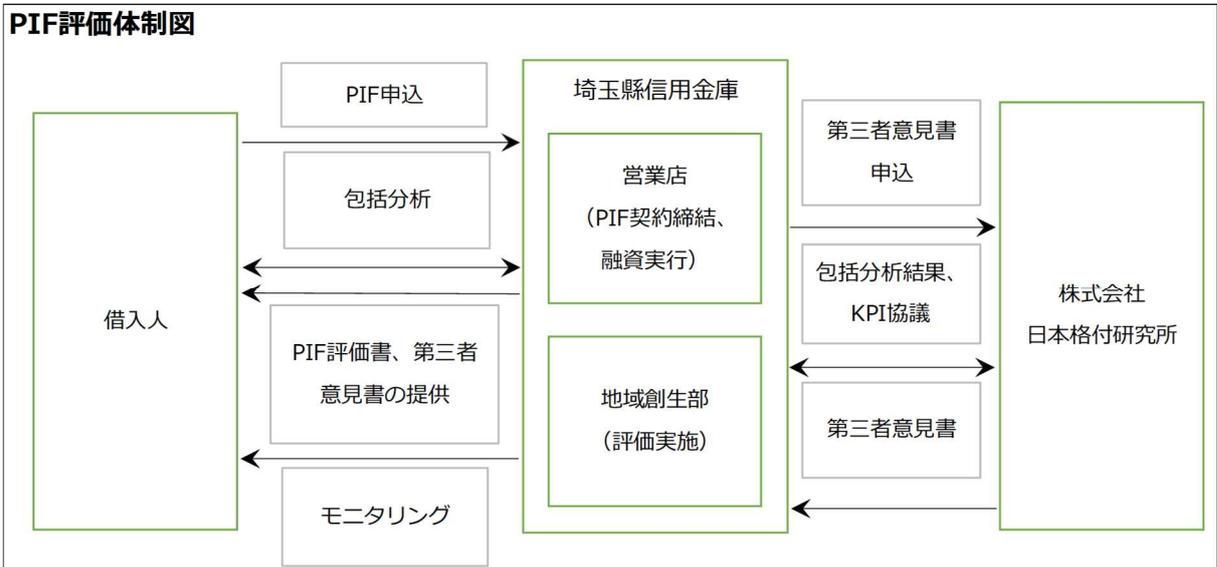
JCR は、埼玉縣信用金庫が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 埼玉縣信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：埼玉縣信用金庫提供資料)

(2) 実施プロセスについて、埼玉縣信用金庫では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、埼玉縣信用金庫内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て埼玉縣信用金庫が作成した評価書を通して埼玉縣信用金庫及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、埼玉縣信用金庫が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるスミダ工業から貸付人・評価者である埼玉縣信用金庫に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

玉川 冬紀

玉川 冬紀



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブ・インパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確に信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りや存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について一切表明保証するものではありません。また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について一切責任を負いません。JCR は、損害、付随的損害、派生的損害、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他の責任原因のいかんを問わず、当該損害が、見可能であるか見不可なりとを問わず一切責任を負いません。本第三者意見は、評価対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかわる各種リスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は、JCR の現時点での総合的な意見の表明であつて、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマースペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をすることもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることとなります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、プロカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：スミダ工業株式会社



2025年8月27日

埼玉県信用金庫

埼玉縣信用金庫は、スミダ工業株式会社（以下、「スミダ工業」）に対して、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たり、スミダ工業の活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析にあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベルパネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、中小企業（※）に対するファイナンスに適用しています。

※ 中小企業とは、会社法の定義する大会社以外の企業をいいます。

目 次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 沿革
 - 2.3 事業活動
 - 2.4 業界動向
3. サステナビリティ活動
4. 包括的インパクト分析
5. 本ファイナンス実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
6. サステナビリティ管理体制
7. モニタリング
8. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	スミダ工業株式会社
借入金額	100 百万円
資金使途	長期事業資金
モニタリング期間	5 年

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

企業名	スミダ工業株式会社
代表者名	代表取締役社長 半田 謙介
本社所在地	埼玉県さいたま市浦和区前地 3-14-12 第2スミダビル
創業・設立年月	創業 1912 年 9 月 設立 1972 年 7 月
資本金	2,000 万円
従業員数(2025 年 6 月時点)	40 名 (パート社員含む)
事業内容	建設業 / 不動産賃貸業
主な取引先	一般顧客、埼玉県、埼玉県さいたま市 ほか
業許可免許	建設業許可 埼玉県知事(特-4)第422号
役員	代表取締役社長 半田 謙介 常務取締役 杉本 悟 取締役 植竹 克則 監査役 半田 妙子

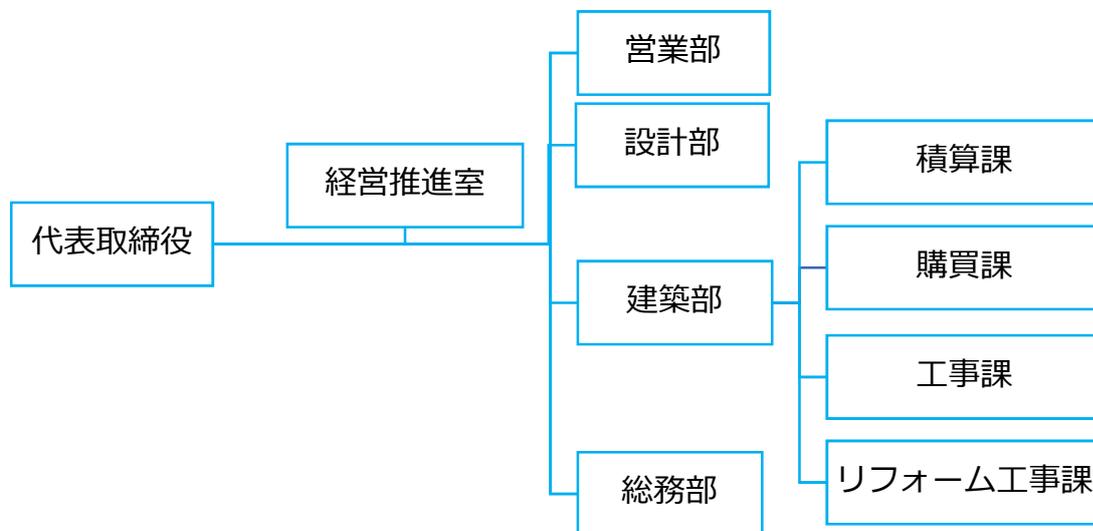
■ 社是

最も良く奉仕するもの、最も良く報われる

■ 社名の由来

スミダ工業は 1912 年の創業当時は建築用石材を中心に、総合石材問屋として発展してきた。社名の「スミダ」は石材運搬で利用していた隅田川の雄大な流れにあやかって名付けられたものである。

■ 組織図



(当社より)

■ 事業拠点

拠点名	住 所
本 社	埼玉県さいたま市浦和区前地 3-14-12 第 2 スミダビル

(賃貸用不動産)

建物名	住 所
スミダワン本館	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町 9-1
スミダワン別館	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町 9-5
第 2 スミダビル	埼玉県さいたま市浦和区前地 3-14-12
第 3 スミダビル	埼玉県さいたま市浦和区常盤 9-19-11
ひまわり緑館	埼玉県さいたま市緑区中尾 3267
ハイツフォレスト	埼玉県さいたま市大宮区土手町 3-7

(賃貸用不動産)



スミダワン本館



スミダワン別館



第2スミダビル



第3スミダビル



ひまわり緑館



ハイツフォレスト

(いずれも当社ホームページより)

2.2 沿革

1912年	創業。
1923年	関東大震災で本社屋が全焼するも翌年1月に再建。
1950年	埼玉県浦和市（現さいたま市浦和区）にある浦和駅東口に移転。隅田工業株式会社に改称。大和ハウスと代理店契約を締結し、住宅事業に進出。
1972年	3社に分社化。ホールディングカンパニーである「スミダ建物(株)」、元の建材事業を専門とした「スミダ商事(株)」、大和ハウスのプレハブ住宅販売を主体とする「スミダダイワハウス(株)」が発足。
1981年	本社を南浦和駅東口駅前に移転。
1998年	グループ各社を統合し現在地に本社を移転。社名を現商号であるスミダ工業株式会社に改称。
2009年	スミダワン本館、別館竣工。

2.3 事業活動

■ 事業概要

スミダ工業は、創業以来 100 年以上、一貫して地域に密着した建設業・不動産賃貸業として事業を営んできた。顧客のニーズに応じた良質な建物を提供するとともに、顧客ひとりひとりの豊かで快適な暮らしづくりを支援している。

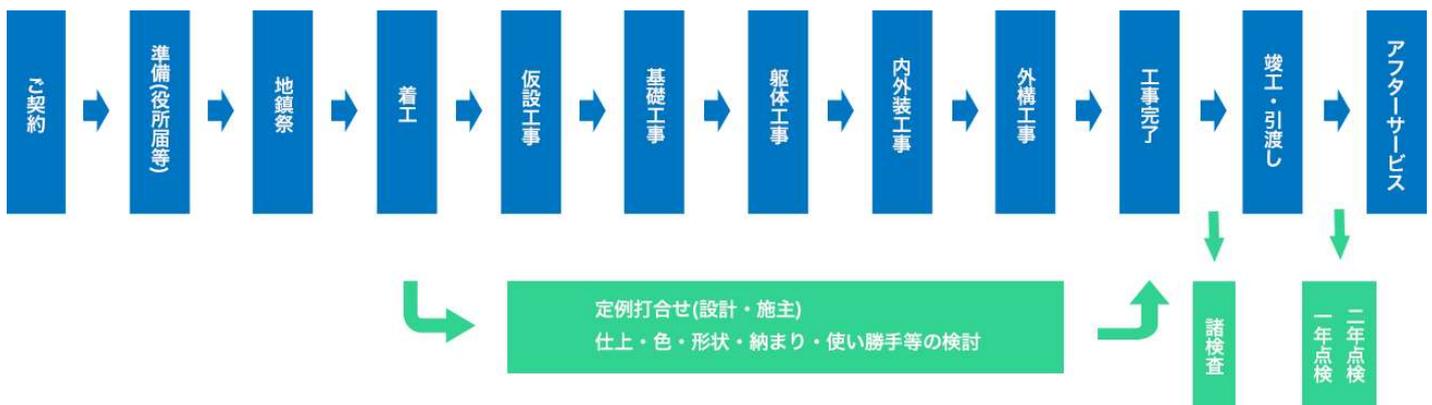
建設事業

▶ 新築工事

スミダ工業は、商業ビルや倉庫、共同住宅など、一定規模の施設の建築工事を請け負っている。顧客と複数回にわたる打ち合わせを行い、顧客のニーズをしっかりと把握し、施工に反映している。

また、過去に発生した不具合事例も教材として社内に蓄積しており、不具合の原因を追究・分析し、施工に反映しているほか、社内検査の実施を通じて品質向上を徹底している。

(工事の流れ)



(当社ホームページより)

(施工実績の一例)



事務所・共同住宅



共同住宅



クリニック

(当社ホームページより)

▶ 改修工事・リフォーム工事

スミダ工業では建物を長年にわたり安全で快適に美しく保つことを目的に、改修工事やリフォーム工事を請け負っている。改修工事は民間企業（BtoB）からの受注が多く、主に外壁や屋根の改修工事を行っている。また、リフォーム工事は個人（BtoC）からの受注であり、建物や外構など、顧客の住まいに関する様々な悩み事に対し親身に相談に乗っている。

(改修工事前後)

外壁改修工事前



外壁改修工事後



屋根改修工事前



屋根改修工事後



(当社ホームページより)

(リフォーム前後)

改修前



改修後



(当社ホームページより)

不動産賃貸業

スミダ工業は、P.3、4に記載の通り、さいたま市内の利便性の良い場所にテナントビルを所有するとともに、建物の運営・管理を行っている。建築部門で長年培ってきたノウハウをもとにメンテナンスを行うことは勿論、長期的に安定した事業であることから、当社の信用の原点にもなっている。

当社の不動産賃貸業の特長は、主に①主要エリアである埼玉県さいたま市（特に浦和区）に物件を集中させている点、②主要事業である建設業の技術者が直接的に物件管理を実施している点である。結果として、物件の効率的な管理が可能であり、コストの削減に繋がることで高い生産性を実現している。

▶ 高齢者住宅

当社が所有する「ひまわり緑館」は、2004年に埼玉県さいたま市高齢者向け優良賃貸住宅第一号として建設し、これまでNPO法人とともに管理・運営を行っている。ひまわり緑館は、入居時は介護を必要とせず、自立した生活を送ることができる健常者の住まいである。介護や医療にできる限り頼ることなく、予防介護の実現に向け地域コミュニティーや社会への参加を促し、入居する高齢者個々に生きがいを追求することを理念としている。

2.4 業界動向

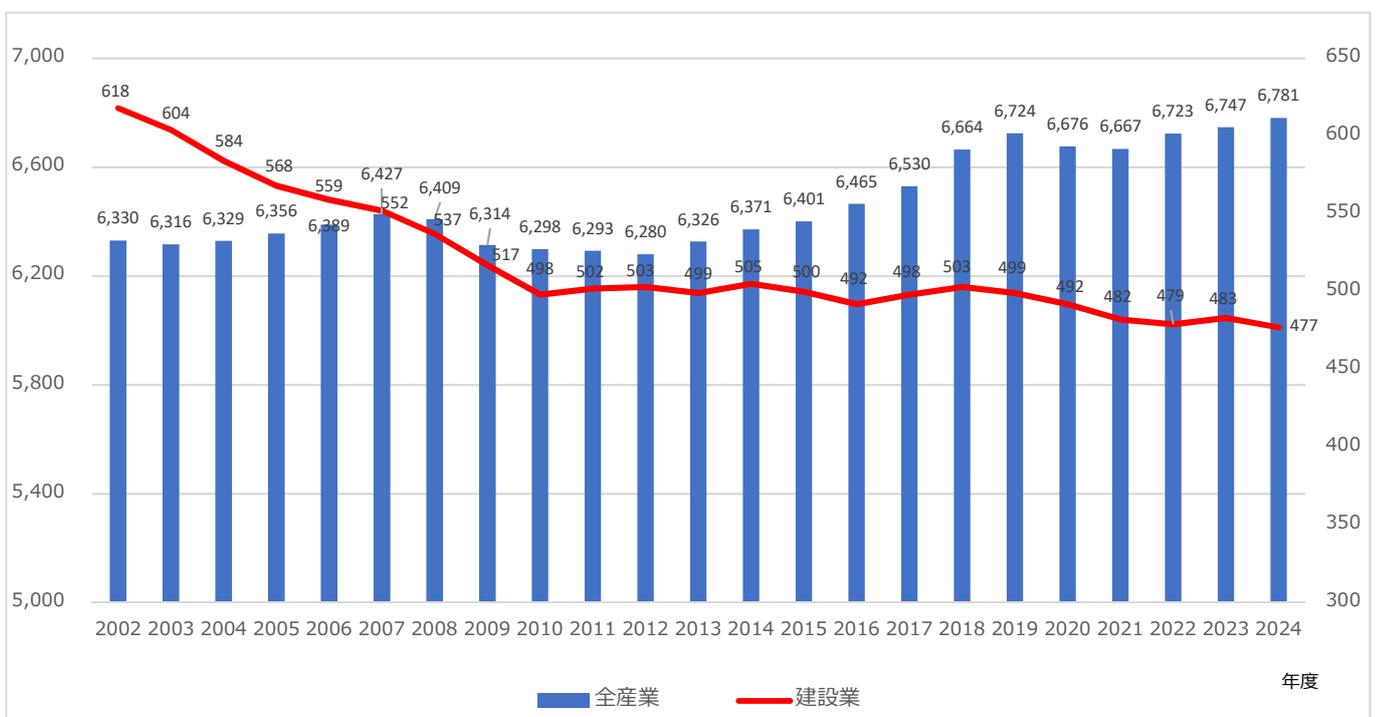
■ 建設業における就業者数の推移

全産業の就業者数は2024年度6,781万人と増加基調にある。これは女性や高齢者の活用が進み労働参加率が向上したことに起因したもののだが、一方で建設業の就業者数は2024年度477万人と、ここ20年で約2割減少しており建設業の働き手離れが進んでいる。

建設業は人手不足の状況であり、徐々に社員1人当たりにかかる業務負担が重くなる中、業務の効率化による社員の業務負担軽減が求められる。また、時間外労働の抑制、週休2日制の徹底など働き方改革により、建設業に対する社会のイメージを変化させ、将来に向けた働き手の増加を図る必要があるといえる。

図1 就業者数

単位：万人



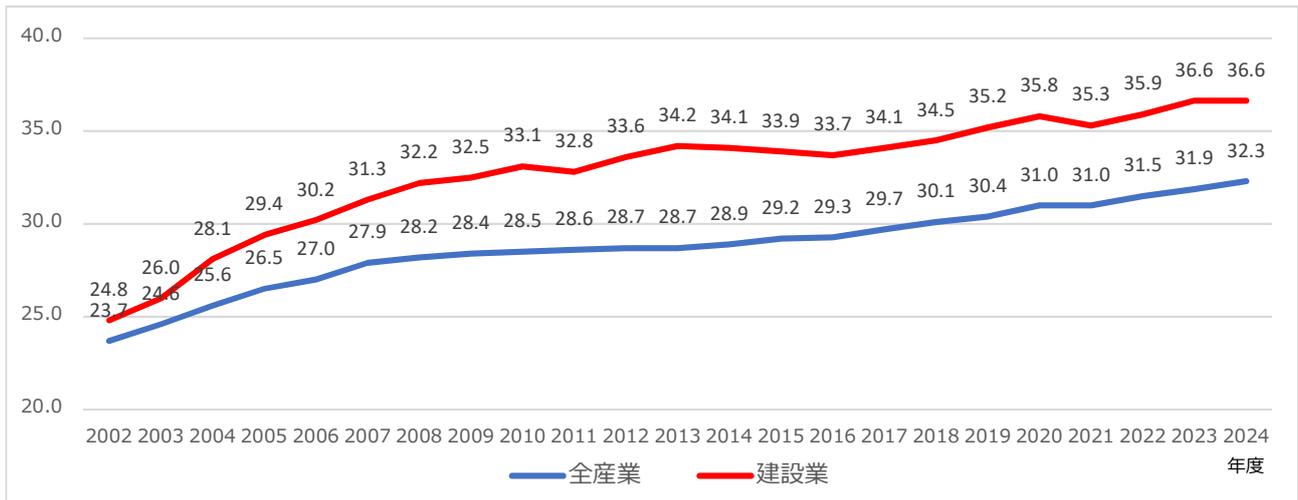
(総務省「労働力調査」を基に埼玉縣信用金庫作成)

■ 建設業における高齢化率の推移

就業者の高齢化率（※）は、少子高齢化の影響から全産業で徐々に進行しており、特に建設業は若者離れが進んでいることから、全産業平均に比べ高齢化率が高い。いかに若年層の働き手を確保し、次代を担う人材を育成していくかが課題となっている。

図2 就業者の高齢化率

単位：%



※ 高齢化率とは、全就業者に占める 55 歳以上の就業者の割合をいう

(総務省「労働力調査」を基に埼玉縣信用金庫作成)

■ 熱中症対策

職場における熱中症による死亡災害の増加を受け、2025年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策が義務化された。熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、事業者には「体制整備」や「手順作成」、「関係者への周知」が義務付けられた。

対象となるのは「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業である。労働災害を未然に防止し、労働者の生命を守るため、事業者は様々な対策を講じる必要がある。

図3 夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況



(厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」)

3. サステナビリティ活動

スミダ工業は、「最も良く奉仕するもの、最も良く報われる」を社是とし、建物の建築や改修・リフォーム、不動産賃貸事業を通じて、地域社会の発展や、人々の安心・安全な暮らしの実現に貢献している。

企業としてさらなる成長を図りつつ、社員・家族の幸福の実現や、地域社会の持続可能性の向上及び発展を図るため、当社は以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生むサステナビリティ活動を行っている。

【環境面】

■ 廃棄物削減の取組

スミダ工業では、廃棄物削減の一環として、混合廃棄物の排出量削減に取り組んでいる。混合廃棄物とは、複数の種類の廃棄物が混ざっていて分別が困難な廃棄物をいう。廃棄物は混合排出ではなく分別排出をしたほうが処理費用も抑えられ、かつリサイクル率も向上するが、建築現場や解体現場では分別排出する余裕がない場合もある。このような時に「混合廃棄物」として排出する方法が法的にも認められているが、当社は分別排出の徹底を掲げており、建築現場における混合廃棄物の排出量削減を積極的に進めている。2024年の「平均混合廃棄物排出量」（混合廃棄物排出量 ÷ 延べ床面積）は会社目標 6.0kg に対し、実績 3.69kg であり、今後もさらなる廃棄物削減を進めていく方針である。

▶ 混合廃棄物削減の具体的取組

- ① 建築現場で分別排出を徹底
- ② 毎月月初に建築現場から混合廃棄物の排出量を報告させ、適宜本社から是正を指示
- ③ 年 2 回（7 月、12 月）建築現場の全数値を社内公表し、全社的に抜本的対策を検討

■ CO2 排出量削減の取組

スミダ工業では、CO2 排出量削減のため、コンクリートジャンカ率の削減及び拠点の全 LED 化に取り組んでいる。

コンクリートのジャンカとは、打設したコンクリートの一部でセメントペーストやモルタルが十分に充填されず、粗骨材が集中して空隙が多くなった不良部分をいう。ジャンカが発生するとコンクリートの強度や耐久性が低下し、ひび割れや劣化を進行させるなど、建物の寿命を短くするおそれがある。

建物の短命化は、早期に建物の建替や改修を行う必要性があり、建物ライフサイクル一年あたりで見れば、廃棄物量と製造にかかる CO2 排出量が増加するため、コンクリートジャンカの発生は、CO2 の排出量増加に繋がるといえる。

▶ コンクリートジャンカ率削減に向けた具体的取組

- ① 建築現場で締め作業（コンクリート打設時点の攪拌作業）の徹底
- ② 毎月月初に建築現場からコンクリートジャンカの発生状況を報告させ、適宜本社から是正を指示
- ③ 年 2 回（7 月、12 月）建築現場の全数値を社内公表し、全社的に抜本的対策を検討

当社はコンクリートジャンカは環境へ多大な悪影響を及ぼすと考えており、上記の取組を徹底することでコンクリートのジャンカ率を低減させている。また、コンクリートジャンカの抑制が CO2 排出削減に繋がっている。

なお、2024 年のコンクリートジャンカ率（ジャンカ箇所の面積 ÷ 型枠面積）は会社目標 1.0% に対し、実績 0.0% となり目標を達成している。

▶ LED 化

当社が運営する賃貸用不動産や、当社が建築する新築物件については、すべての電球を LED にしている。LED 電球は一般電球に比べ消費電力が少なく、また、長寿命という特長がある。消費電力が少なく済むということは、CO2 排出量の削減に繋がるほか、長寿命であることから廃棄物削減に繋がる取組といえる。

■ ペーパーレス化の取組

スマダ工業では廃棄物削減の観点から、業務の DX 化によるペーパーレス化を積極的に進めている。1 つのクラウド型データベースに全業務のデータを集中して保管することで、データの分散を防ぎ、必要なデータをすぐに取り出すことができるなど効率化しているほか、建築技術以外の汎用的業務には IOT デバイスを活用し、業務の効率化を図っている。

以上の取組で紙ベースで作成する書類の種類は、約 300 種類から 30 種類まで削減しており、紙の使用量削減のみならず、ムダな業務の削減にも成功している。さらに、紙の書類が削減されたことでオフィスに余裕ができ、社員がより働きやすいオフィスレイアウトへの変更にも成功している。

■ 改修工事・リフォーム工事の取組

スマダ工業は「建物を長期に安全で快適に美しく保つ」ことを目的に、建物の改修工事やリフォーム工事を請け負っている。改修工事やリフォーム工事は新築工事（いわゆるスクラップアンドビルド）に比べ、使用する資源量が抑制でき、かつ廃棄物も削減できる取組である。

改修・リフォームを行うことで、建物の外観や機能を新築時の状態に近付けさせるようにし、人々が安全かつ快適に建物を使用できるようにするほか、街の景観維持にも繋がっている。

【社会面】

スマダ工業では社員が積極的に生き生きと働き、活躍し、地域社会や地域経済に貢献することができるよう、以下の取組を行っている。当社は創業以来 100 年以上続く企業でありながら、明るい雰囲気的大事にしており、社員の働きやすさを重視している。

■ 社員教育

▶ 実務に関する社員教育

当社は中高層ビルやマンション、店舗等の設計・施工や管理から、不動産の売買や賃貸など、幅広く事業を実施している。業務を円滑に回していくためには、社員が業務に関する知識を得、経験を十分に積む必要がある。そこで当社では現場での OJT を中心に十分な教育体制を構築している。

具体的には、上述したクラウド型データベースに人事評価項目を開示し、評価差分（社員本人の評価と上長評価の乖離）について面談を通じて意見交換しているほか、クラウド型データベースに独自研修プログラム（若手社員限定の17単元）を開示し、社内研修（OJT）を実施していることが挙げられる。その結果、各社員間のスキル格差の是正に成功している。

▶ 資格取得支援

当社は自社で定めた資格を社員が取得する際に、資格取得一時金として、受験にかかる費用を半額～全額負担している。今後は一級建築士や一級施工管理技士、宅地建物取引士の受験にかかる専門学校費用も全額会社で負担することを検討している。

▶ 資格手当

当社は社員が会社で定めた資格を取得した場合、給料に上乘せする形で資格手当を支給している。資格取得の努力に報いる形で手当を支給しており、資格取得に対する社員のモチベーション向上を図るとともに、社員の定着率向上を図っている。

図4 資格手当一覧

1級建築士	35,000円	1級建設業経理士	15,000円
2級建築士	10,000円	2級建設業経理士	5,000円
1級建築施工管理技士	15,000円	宅地建物取引士	10,000円
2級建築施工管理技士	5,000円		

(当社資料を基に埼玉縣信用金庫作成)

図5 国家資格取得者数

1級建築士	4名	2級土木施工管理技士	1名
2級建築士	8名	1級建設業経理士	2名
1級建築施工管理技士	13名	宅地建物取引士	7名
2級建築施工管理技士	3名		
1級建築施工管理技士補	1名		
2級建築施工管理技士補	2名		
延べ41名			

(2025年6月末時点、当社資料を基に埼玉縣信用金庫作成)

■ 健康経営

スミダ工業では、社員の働きやすさを追求する観点から健康経営への取組を進めている。当社は完全週休二日制が基本であり、年間休日も120日以上である。時間外労働も役員をはじめ経営層がきちんと管理しており、以下の通り時間外労働の実績は業種平均と比べても低い水準にある。

一方で社員の有給休暇取得については業種平均並みであるが、社員の働きやすさの向上・定着率向上を図るため、有給休暇の取得率を上げていく方針である。

▶ 時間外労働及び有給休暇の取得率

時間外労働（正社員・月平均） 2024年1月～12月	6.2時間	業種平均(※) 12.7時間
-------------------------------	--------------	-------------------

※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和6年分確報）建設業 - 一般労働者

有給休暇取得率（正社員1人あたり平均） 2024年1月～12月	60.5%	業種平均(※) 60.7%
------------------------------------	--------------	------------------

※ 厚生労働省「令和6年就労条件総合調査」建設業

■ 福利厚生

スミダ工業では社員が積極的かつ生き生きと活躍できる職場環境作りのため、福利厚生制度を以下の通り整備している。

▶ つみたてNISA

社員の資産形成を支援する目的で開始したものであり、社員は給与天引きにて、野村證券つみたてNISAの投資ができる制度である。特に30歳以下の若手社員には「NISA手当」として毎月一定額を支給している。

当社社員も投資に触れる機会が少ないことから、NISAで投資できる機会を整えたものであり、少額から投資できることもあいまって、社員から好評を得ている。

▶ がん保険の保険料補助

入社3年目以降の社員について、全員がん保険に加入し、保険料を全額会社が負担する取り組みである。

▶ 食事補助

社員の福利厚生及び物価高への対策から、当社では食事代を補助している。具体的には社員の給与から毎月一定額を天引きし、代わりに天引きした金額以上の食事チケットを交付する取組である。同チケットは様々な飲食店やコンビニで使用でき利便性も高く、近時の物価高もありこちらの施策も社員から好評を得ている。

■ 安全への取組

▶ 安全パトロール

スミダ工業では工事の安全を図り、労働災害を未然に防止する目的で、定例的に各建築現場への安全パトロールを行っている。安全パトロールの際は、社内で独自に制定したチェックシートを基に実施しているほか、後述するスミ友会会員を含めた複数人で点検していること、点検結果を計数化している点に特長がある。このように工夫することで、点検する人によって点数が異なるという属人性を防止している。また、計数など点検結果を社内で共有することで、社内全体の知識向上にも寄与している。

当社によれば、直近1年間で休業4日以上となる労働災害は発生していないとのことである。今後も安全パトロールの実施や、「労働災害は発生させてはいけない」との共通認識の下、工事を行う方針である。

▶ 熱中症対策

夏季における気温上昇により、熱中症の災害発生件数が年々増加していることを受け、2025年6月1日より改正労働安全衛生規則が改正され、企業の熱中症対策が義務化された。

当社も建設業であることから、社員の熱中症対策は重要な事項として捉えており、熱中症対策の一環として今年からユニフォームの全面リニューアルを行った。新ユニフォームの特長としては、①ストレッチ性を追求しつつ、耐久性も優れた素材を採用することで、ハードな作業環境下でも可動域を確保、②ポリエステル100%素材を採用し、速乾性や消臭性、軽量感を追求することで長時間着用可能、以上から透湿性・通気性に優れ、軽く着心地の良いユニフォームとなっている。

当社では建築現場における熱中症対策としての作業管理や、社員向けの教育は十分に行っている。これまで熱中症に起因する労働災害は発生しておらず、今後も発生しないよう対策を進めていく方針である。

【経済面】

■ スミ友会

スミダ工業ではスミ友会という協力を組織している。取引先の内、当社からの発注額ベースで上位10%の協力業者が参加している会であり、当社と共に現場の安全対策強化（安全パトロールの実施）や、品質強化（社内点検）を行っている。

また、安全大会や社内勉強会の場を利用して、会員間の情報交換や意見交換を行うことで、結束の強化を図っている。

4. 包括的インパクト分析

埼玉縣信用金庫は、所定の手続きに従い、スミダ工業のインパクトを分析・評価するにあたり、第一に UNEP FI のインパクトレーダーによりインパクトエリア及びトピックを確認した。

■ UNEP FI のインパクトレーダーにより特定したインパクト

国際標準産業分類	建物の建設業 / 所有または賃貸物件による不動産活動
----------	----------------------------

	インパクトエリア	インパクトトピック		
社会	人格と人の安全保障	紛争	現代奴隷	児童労働
		データプライバシー	自然災害	
	健康および安全性			
	資源とサービスの 入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水	食糧	エネルギー
		住居	健康と衛生	教育
		移動手段	情報	コネクティビティ
		文化と伝統	ファイナンス	
	生計	雇用	賃金	社会的保護
	平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等	年齢差別
		その他の社会的弱者		
社会 経済	強固な制度・平和・安定	市民的自由	法の支配	
	健全な経済	セクターの多様性	零細・中小企業の繁栄	
	インフラ			
	経済収束			
環境	気候の安定性			
	生物多様性と生態系	水域	大気	土壌
		生物種	生息地	
	サーキュラリティ	資源強度	廃棄物	

(黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトエリア/トピックを表示)

次にスミダ工業の事業活動及び個別要因を加味し、インパクトの除外・追加を実施した。

■ スミダ工業の事業活動及び個別要因を加味したインパクトの特定

「現代奴隷」

強制労働のリスクがあることからネガティブ・インパクトが抽出されているが、スミダ工業では強制労働を行っている事実はないことから、ネガティブを削除する。

「自然災害」

持続不可能な土地活用が懸念されることからネガティブ・インパクトが抽出されているが、スミダ工業は土地開発を行っておらず、事業との関連性がないことからネガティブを削除する。

「健康および安全性」

スミダ工業では、「ひまわり緑館」の運営を通じて、高齢者の健康増進に貢献する事業を行っていることから、事業との関連性はあるものの、「ひまわり緑館」の運営は引き続き行っていく一方で、高齢者の健康増進に貢献する物件のさらなる保有は現状予定しておらず、影響が小さいことからポジティブを削除する。

「エネルギー」

建設業は「エネルギーのアクセス向上が期待できる」ことからポジティブ・インパクトが抽出され、「エネルギー効率の欠如によるコスト増加をもたらすおそれがある」ことからネガティブ・インパクトが抽出されているが、当社の事業とは関連性がないためポジティブ及びネガティブの双方を削除する。

「住居」

スミダ工業は強制退去を伴う住宅開発は行っておらず、手ごろな住宅へのアクセスを高める事業を行っていることから、インパクトとの関連性がないため、ネガティブを削除する。

「健康と衛生」

医療施設等を扱うことで医療サービスへのアクセスを高める可能性があることから、ポジティブ・インパクトが抽出されているが、スミダ工業は医療施設を取り扱っているものの、取り扱いの件数が僅少であり影響が小さいことからポジティブを削除する。

「移動手段」

スミダ工業の事業は混雑の原因となるような大型の開発を行うものではないことから、ネガティブを削除する。

「文化と伝統」

スミダ工業の事業は重要な文化財等を損なうような開発や建設を行うものではないことから、ネガティブを削除する。

「賃金」

スミダ工業では、不当な賃金格差や低収入、不規則収入といったネガティブな事由はなく、社員に対する適正な賃金の設定や安定した収入確保に取り組んでいることから、ネガティブを削除する。

「社会的保護」

所有または賃貸物件による不動産活動は、不動産オーナーに不動産収入を得る機会を与えることから、ポジティブ・インパクトが抽出されているが、スミダ工業の事業との関連性がないことからポジティブを削除する。

「民族・人種平等」

スミダ工業は外国人を雇用しておらず、人権侵害の事実はなく、採用条件や雇用条件についても差別なく平等であることから、ネガティブを削除する。

「法の支配」

スミダ工業の不動産賃貸事業では、定められた手続きに則り厳格に実施されていることから、違法開発等のリスクはないため、ネガティブを削除する。

「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」

スミダ工業では、汚水や土壌汚染物質、大気汚染物質については法令に基づき適切に処理しているほか、森林伐採等の開発や、生態系に影響を及ぼすような開発や建設は行っていないことから、ネガティブを削除する。

「資源強度」、「廃棄物」

スミダ工業は改修工事やリフォーム工事を積極的に推進しており、リフォームを通じて資源の使用抑制や、廃棄物の抑制に資する取組を進めているため、ポジティブを追加する。

■ UNEP FI のインパクトレーダー及びスミダ工業の事業活動、個別要因を加味して特定したインパクト一覧

インパクトエリア / トピック	ポジティブ・インパクト (ポジティブ増大)	ネガティブ・インパクト (ネガティブ緩和)
健康および安全性		●
住居	●	
教育	●	
雇用	●	
賃金	●	
社会的保護		●
インフラ	●	
その他の社会的弱者		●
零細・中小企業の繁栄	●	
気候の安定性		●
資源強度	●	●
廃棄物	●	●

■ インパクトエリア／トピックに対し貢献する取組

各インパクトエリア／トピックに対して、ポジティブ・インパクトの増大や、ネガティブ・インパクトの低減に貢献する当社の取組内容は以下の通りである。

取組 No.①～③は KPI を設定し、取組 No.④～⑨については KPI を設定しないが、KPI を設定しない理由については後述する。

No.	取組内容	特定したインパクトの項目
①	廃棄物削減の取組	NI「資源強度」「廃棄物」
②	働きやすい職場環境の整備	NI「健康および安全性」
③	人材採用の取組	PI「雇用」 NI「その他の社会的弱者」
④	CO2 排出量削減の取組	NI「気候の安定性」
⑤	改修工事・リフォーム工事の取組	PI「住居」「インフラ」「資源強度」「廃棄物」
⑥	社員への教育支援	PI「教育」「賃金」
⑦	福利厚生制度の拡充	PI「賃金」 NI「社会的保護」
⑧	ペーパーレス化の促進	NI「資源強度」「廃棄物」
⑨	協力会社と連携した取組	PI「零細・中小企業の繁栄」 NI「健康および安全性」

※ PI：ポジティブ・インパクト NI：ネガティブ・インパクト

5. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

① 廃棄物削減の取組

項目	内容
インパクトの種類及びインパクトエリア/トピック	ネガティブ・インパクト「資源強度」「廃棄物」
取組の方針及び内容	・ 建築現場で廃棄物の分別排出を徹底するなど、現場社員の意識付けを行うことで混合廃棄物の排出量削減を図り、リサイクル率の向上に繋げることで廃棄物削減に貢献する。
設定する KPI（経営目標）	・ 平均混合廃棄物の年間排出量 3.00kg 以下（2030 年）

スミダ工業は廃棄物削減の取組を積極的に進めており、本業である建築の現場における廃棄物削減は特に注力している。混合廃棄物の排出は法的には認められているものの、建築現場の廃棄物排出が容易になると引き換えにリサイクルが難しくなる。

当社では現場の社員の業務負担は増加するものの、廃棄物の分別排出を徹底し、排出量を定量的に捉え様々な対策を実施している。今後もさらに取組を加速することで混合廃棄物の排出量削減を図り、持続可能な社会の実現に貢献するため、以下の通り KPI を設定する。

【平均混合廃棄物の年間排出量の計画値】

年度	2024 年実績	2025 年目標	2026 年目標	2027 年目標	2030 年目標
平均混合廃棄物の年間排出量	3.69kg	3.50kg 以下	3.40kg 以下	3.30kg 以下	3.00kg 以下

▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

関連する SDGs	ターゲット	内容
 11 住み続けられるまちづくりを	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものも含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 12 つくる責任 つかう責任	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

②働きやすい職場環境の整備

項目	内容
インパクトの種類及びインパクトエリア/トピック	ネガティブ・インパクト「健康および安全性」
取組の方針及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務 DX を含む業務の効率化を進めることで、社員一人ひとりの業務負担軽減や平準化を図り、有給休暇の取得率を向上させる。また、役員など経営層が先頭に立ち、有給休暇の取得を推進していく。 ・安全への取組をさらに推進していくことで、「労働災害の発生は起こさない」という意識を社内で醸成し、休業 4 日以上となる労働災害 0 を継続する。
設定する KPI（経営目標）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2030 年における社員一人当たりの有給休暇取得率 65%以上 ・ 休業 4 日以上となる労働災害 0 を継続する

スミダ工業では、社員の働きやすさを重視しており、働きやすく・誰もが活躍できる職場環境作りを行っている。また、建築現場においては安全面を特に重視し、熱中症含む労働災害の未然防止を行っている。

社員にとって当社が働きやすく、将来にわたって働こうと思える会社となるよう、有給休暇の取得率向上及び「休業 4 日以上となる労働災害」発生 0 を KPI として設定する。なお、2024 年における休業 4 日以上の労働災害は発生していない。

【社員一人当たり有給休暇取得率の計画値】

年度	2024 年 実績	2025 年 目標	2026 年 目標	2027 年 目標	2030 年 目標
有給休暇 取得率	60.5%	61.0%以上	62.0%以上	63.0%以上	65.0%以上

▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

関連する SDGs	ターゲット	内容
 3 すべての人に健康と福祉を	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年性死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
 8 働きがいも経済成長も	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

③人材採用の取組

項目	内容
インパクトの種類及びインパクトエリア/トピック	ポジティブ・インパクト「雇用」 ネガティブ・インパクト「その他の社会的弱者」
取組の方針及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎期継続的な新規採用を通じて、雇用創出に貢献する。 ・新規採用にあたっては、非正規社員の正社員雇用や障がい者など、分け隔てなく雇用の門戸を開き、多種多様な人材を登用する。
設定する KPI（経営目標）	・ 新規年間雇用者数 3 名以上

【新規雇用者数の計画値】

年度	2024年 実績	2025年 目標	2026年 目標	2027年 目標	2030年 目標
新規雇用者数	1名	1名以上	3名以上	3名以上	3名以上

▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

関連する SDGs	ターゲット	内容
	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。

なお、以下の取組は、インパクトとして特定しているが、下記理由から KPI は設定していない。

No.	取組内容	インパクト	KPI を設定しない理由
④	CO2 排出量削減の取組	NI「気候の安定性」	CO2 排出量削減のため、コンクリートジャンカ率を低減するための施策や、電球の LED 化など、CO2 排出削減に向けた取組を既の実施しており、かつ今後も CO2 排出量削減に貢献する施策に取り組んでいくため。
⑤	改修工事・リフォーム工事の取組	PI「住居」「インフラ」 「資源強度」「廃棄物」	当社は改修工事・リフォーム工事を通じて、限りある資源を大事にしつつ廃棄物を減らし、居住性を高める取組を従前から進めている。 同取組においては、顧客としっかりとしたコミュニケーションを取り、顧客が十分に納得した形で進めていくべきという方針から、目標は設定しない。
⑥	社員への教育支援	PI「教育」「賃金」 NI「社会的保護」	社員に対する研修や資格取得支援、資格手当など、当社は社員を第一に考え、社員のための施策を積極的に実施している。同様の取組を今後も継続していく方針であるため。
⑦	福利厚生制度の拡充	PI「賃金」 NI「社会的保護」	社員が生き生きと活躍できる職場環境づくりのため、法定福利厚生制度を含め、しっかりと整備がされているため。なお、これからも社員にとってより良い福利厚生制度に拡充していく方針である。
⑧	ペーパーレス化の促進	NI「資源強度」「廃棄物」	紙の使用量削減のため、業務の DX 化によるペーパーレス化を十分に進めており、しっかりとその効果も出ている。今後も業務 DX 化によるペーパーレス化をさらに促進していく方針であるため。
⑨	協力会社と連携した取組	PI「零細・中小企業の繁栄」 NI「健康および安全性」	協力会社とスミ友会を組織し、品質強化や安全面の啓蒙、安全パトロールを通じた労働災害の未然防止を行っており、今後も同活動を継続していく方針であるため。

※ PI：ポジティブ・インパクト NI：ネガティブ・インパクト

6. サステナビリティ管理体制

スミダ工業では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役社長である半田 謙介氏を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討した。ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後も、スミダ工業は以下の通りの管理体制にて、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を進めていく。

【サステナビリティ管理体制】

(最高責任者)	代表取締役社長 半田 謙介
(プロジェクトリーダー)	総務部 課長 杉田 正人
(事務局)	総務部

7. モニタリング

ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、スミダ工業と埼玉県信用金庫が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、埼玉県信用金庫は KPI 達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により KPI を見直す必要がある場合は、スミダ工業と埼玉県信用金庫による協議のうえ、再設定を検討する。

8. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。スミダ工業は、上記の結果、本件モニタリング期間を通じてポジティブ・インパクトの発現とネガティブ・インパクトの低減に努めることを確認した。また、埼玉県信用金庫は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

- ・本評価書は、スミダ工業から供与された情報と、埼玉県信用金庫が独自に収集した情報に基づく現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、埼玉県信用金庫は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
- ・本評価を実施するにあたっては、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベルパネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者及び本件に関するお問い合わせ先>

埼玉県信用金庫

地域創生部 事業ソリューショングループ

主任推進役 田口 和彦

〒 330-0061

埼玉県さいたま市浦和区常盤 5-15-15

TEL : 048 - 526 - 1111 (代)

FAX : 048 - 711 - 8130